さ情審査答申第28号 平成18年7月20日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 小 池 保 夫

### 答 申 書

平成18年2月15日付けで貴職から受けた、自閉症と診断されている人の 医師意見書(以下「本件対象行政情報」という。)の一部公開決定(以下「本 件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申 します。

### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第2号の規定により、一部公開とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年1月25日付け保福障福第870号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 個人の氏名、住所、生年月日、さらに直接的な身体特徴を非公開にすれば個人を特定することはできないと考える。医師意見書は自閉症者である個人の行動、特徴が記載されているが、それは自閉症としての行動、特徴であるので個人識別性はない。この事業を実施した行政で自閉症と診断された人がいるケースでは、行政が医師意見書の一部公開処分をしている。特記事項については、ほぼ全部公開処分をしているところが多い。

- (2) 適切なスムーズな制度移行を図るためには、このような事実は広く障害者に広報する必要がある。障害者の生活、健康に直接関係のある、影響のある事業である。それゆえ障害者等にとっては、公開が予定されている情報、公開されることが必要な情報である。また、慣行として公にすることが予定されている情報である。自閉症と診断された人の医師意見書を一部公開している自治体は、名古屋市、横浜市、水戸市、東松山市、枚方市、大津市、松山市、宜野湾市、岡山市、千葉市、静岡市等である。半数を大きく超える自治体が、自閉症と診断された人の情報を一部公開している。慣行、公の視点は、他の自治体の動向も含まれていると考える。各自治体は、自身の判断で、条例を他の自治体と大きく異なる解釈をするときは、「個人の権利利益の侵害」の解釈について、より具体的に「個人の権利利益の侵害」の起きる可能性の程度、その強度を明確にする必要がある。
- (3) 「近隣の人であれば特定の個人を識別することができる」と主張しているが、地域を特定する情報を非公開にすれば、特定されることはない。
- (4) 行政が認定手続、判定において不利益を被るおそれのある障害者に、このモデル事業の内容を公開しない決定をしていることが、障害者施策を実施する行政に対する信頼を損なうことになると考える。公開することによる利益と不利益を勘案して、障害者の利益につながる公開決定がなされることが求められていると考える。直接的な個人識別情報は非公開にすべきであるが、その他の情報は、通常、障害者が障害者に関する福祉施策の推進のために必要と考える範囲に収まると考えられる情報であるならば、公開すべきである。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 申請者の氏名、住所、生年月日、入所施設名を除いた個人情報については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。傷病の経過等に生育歴、生活状況が記載されており、近隣の者であれば特定の個人を識別することが可能である。
- 2 「協力同意書」に署名の上、医師意見書を主治医に記載していただいている。障害程度区分認定試行事業に限定して、協力の同意を得たものである。 公開することにより、本人の状況(自閉症)などから、本人及び家族、さらには関係者との信頼関係を損なうこととなり、平成18年4月以降の認

定事務に支障をきたすだけでなく、本人及び家族に不必要な不安を与える。

3 医師意見書は、本人の傷病等について正確な事実を把握するため、主治 医に詳細な記載をお願いしているものである。平成18年4月から開始予 定の障害程度区分認定に当たっても、同様の記載をお願いすることになる。 その際は認定のための正確な事実を把握するため、傷病の経過等において 詳細な記載が必要となるが、公開されるとなると、この面での主治医の協 力が得られなくなり認定事務に支障をきたすこととなる。

# 第4 審査会の判断の理由

- 1 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人の印影については、条例第7条 第2号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当すると考えら れる。
- 2 傷病に関する意見欄(続けて欄外に記載が及んでいる部分も含む)、その他特記すべき事項欄における非公開とされた記載内容は、特定の個人を識別することができるとはいえないが、個人の心身に直接かかわる情報を具体的に記述したものや医師の精神障害の機能評価を数字で表わしたものであり、人に知られたくない度合いの極めて強い内面的、身体的な状態を示す性質のものであり、情報を入手するに際しても、得られた個人情報は厳重に管理され、外部にもれることは一切ないということを表明して初めて協力を得ることができたものである。このような情報が公にされることになれば、当該個人に不快感や不安感等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。そして、最終診察日、発症年月日、判断時期、判定時期の記載は、上記の記載内容と一体となる情報として、非公開とすることが相当である。
- 3 条例第7条第2号アには、法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、同号本文に該当する情報であっても、公開すべき旨が規定されており、異議申立人も医師意見書が他の自治体で一部公開されている例があることを指摘し、慣行として公にすることが予定されている文書である旨主張する。しかし、ここにいう「慣行」とは以前から習わしとしていつも行なわれているという意味と解すべきであり、他の自治体に一部公開している程度では慣行により公にすることが予定されているとはいえないと考えられる。よって、異議申立人の主張は採用できない。
- 4 異議申立人は、公開することの利益(障害者の視点から施策の検証、提言ができるという価値)についても主張するが、公開の対象となった情報

の主体である個人の利益に優越する利益があるとまでは認められない。当該個人が第三者の検証を望むならば、自己情報の開示を求めて、開示(ただし、常に全部開示とは限らない)を受けたうえで、研究等の資料として他に提供するということも考えられるので、医師意見書を公開すべき必要性があるとはいえないと考える。

5 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第 1の結論のとおり答申するものである。

# 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成18年	2月15日	諮問の受理
2	同 年	3月 2日	実施機関から理由説明書を受理
3	同 年	3月28日	異議申立人から意見書を受理
4	同 年	4月13日	審議
5	同 年	5月22日	実施機関からの意見聴取及び審議
6	同 年	6月15日	審議

# さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)